

平成 22 年 度 第 1 回

大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案

議 第 1 5 2 号 大阪都市計画道路の変更について

..... 1

議 第 1 5 3 号 大阪都市計画都市高速鉄道の変更

について 5

平成 22 年 1 1 月 1 日

(議 第 1 5 2 号)
大 計 第 6 1 7 号
平成22年10月18日

大阪市都市計画審議会 会長 様

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪都市計画道路の変更について（付議）

標題について、別紙案のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により付議します。

計 画 書

大阪都市計画道路の変更（市決定）

都市計画道路中 7・7・30 号阪急京都線東付属街路 2 号線ほか 1 路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
区 画 街 路	7・7・30	阪 急 京都線 東付属 街 路 2 号線	大阪市 東淀川区 柴 島 一丁目 地 内	大阪市 東淀川区 柴 島 一丁目 地 内	大阪市 東淀川区 柴 島 一丁目 地 内	約 220m	地表式	—	6m		
	7・7・32	阪 急 京都線 西付属 街 路 2 号線	大阪市 東淀川区 淡 路 二丁目 地 内	大阪市 東淀川区 東中島 二丁目 地 内	大阪市 東淀川区 東中島 六丁目 地 内	約 870m	地表式	—	6m	幹線街路と平面 交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

都市高速鉄道の変更により、7・7・30 号阪急京都線東付属街路 2 号線ほか 1 路線を本案のとおり変更するものである。

(参 考)

1. 変更内容

7・7・30 号 阪急京都線東附属街路 2 号線

位置の変更

起点 : 東へ約 3m 移動

終点 : 北北東へ約 50m 移動

延長の変更

延長 : 約 270m → 約 220m

7・7・32 号 阪急京都線西附属街路 2 号線

構造の変更

幅員 : 12m → 12～18m ※計画書の代表幅員は変わらず。

2. 変更に係る土地の区域

7・7・30 号 阪急京都線東附属街路 2 号線

大阪市 東淀川区 柴島一丁目地内

7・7・32 号 阪急京都線西附属街路 2 号線

大阪市 東淀川区 東中島二丁目地内

(9 頁～ 1 6 頁図面参照)

(議 第 1 5 3 号)
大 計 第 6 1 8 号
平成 2 2 年 1 0 月 1 8 日

大阪市都市計画審議会 会長 様

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪都市計画都市高速鉄道の変更について（付議）

標題について、別紙案のとおり変更したいので、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により付議します。

計 画 書

大阪都市計画都市高速鉄道の変更（市決定）

都市計画都市高速鉄道阪急電鉄京都線を次のように変更する。

名 称	位 置			区 域	構 造		備 考
路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における 幹線街路等との交差の構造	
阪急電鉄 京 都 線	大阪市東淀川区 上新庄二丁目 地内	大阪市淀川区 西中島三丁目 地内	大阪市東淀川区 東淡路四丁目 地内	約 4,030 m			線路線数 2 連続立体 交差化事業
内 訳	大阪市東淀川区 上新庄一丁目 地内	大阪市東淀川区 柴島一丁目 地内		約 2,700 m	嵩上式		
				約 1,330 m	地表式	幹線街路と立体交差1箇所 鉄道と立体交差2箇所	
	なお、大阪市東淀川区東淡路四丁目地内に淡路駅を設ける。 大阪市東淀川区柴島一丁目地内に崇禅寺駅を設ける。						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

都市高速鉄道阪急電鉄京都線について、より円滑な推進を図るため、その一部の区間の区域を変更するものである。

(参 考)

1. 変更内容

区域の変更

線形 : 東へ約 6m移動

2. 変更に係る土地の区域

阪急電鉄京都線

大阪市 東淀川区 柴島一丁目地内

(9 頁～ 1 6 頁図面参照)

位置図



都市高速鉄道の変更

(阪急電鉄京都線)

大阪都市計画道路の変更

(7・7・30号阪急京都線東付属街路2号線、
7・7・32号阪急京都線西付属街路2号線)



